

## 平成 27 年度 第 2 回 台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て支援課	
開催日時	2016 年 1 月 19 日（火） 19:00～21:00	
開催場所	台東区役所 10 階 研修室	
議題	<p>1．開会</p> <p>2．議事</p> <p>（1）審議事項</p> <p style="padding-left: 2em;">児童福祉法に基づく区認可予定事業について</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について</p> <p>（2）事業報告</p> <p style="padding-left: 2em;">台東区要保護児童の状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 26 年度乳児家庭全戸訪問の実施結果について</p> <p style="padding-left: 2em;">生活保護世帯に対する補足給付事業の実施について</p> <p style="padding-left: 2em;">認定こども園の開設について</p> <p style="padding-left: 2em;">こどもクラブ委託事業者の選定結果について</p> <p style="padding-left: 2em;">保育従事職員宿舎借り上げ支援事業について</p> <p style="padding-left: 2em;">保育所入所基準の改定について</p> <p style="padding-left: 2em;">認可保育所の開設等について</p> <p style="padding-left: 2em;">就学前教育・保育施設の開設予定時期の変更について</p> <p style="padding-left: 2em;">柳北保育室の延長について</p> <p style="padding-left: 2em;">私立認可保育所の改築について</p> <p>（3）その他</p>	
出席者	委員	<p>松原委員長、堀内副委員長、宇津木委員、澤田委員、高橋委員、松村委員、米山委員、善平委員、齋藤委員、多川委員、廣田委員、佐藤委員（企画財政部長）、西島委員（区民部長）、清古委員（健康部長兼台東保健所所長）、神部委員（教育委員会事務局次長）</p> <p>欠席</p> <p>浅野委員、藤巻委員、田村委員、中井委員</p>
	関係課	<p>中山課長（保健サービス課）、前田課長（学務課）、上野課長（児童保育課）</p>
	事務局	三瓶課長、植野係長（子育て支援課）

配付資料	<p><b>【事前配布】</b></p> <p>資料1 児童福祉法に基づく区認可予定事業について</p> <p>資料2 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について</p> <p>資料3 台東区要保護児童の状況について</p> <p>資料4 平成26年度乳児家庭全戸訪問の実施結果について</p> <p>資料5 生活保護世帯に対する補足給付事業の実施について</p> <p>資料6 認定こども園の開設について</p> <p>資料7 こどもクラブ委託事業者の選定結果について</p> <p>資料8 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業について</p> <p>資料9 保育所入所基準の改定について</p> <p>別紙 基本指数</p> <p>別紙 調整指数、優先項目</p> <p>資料10 認可保育所の開設等について</p> <p>資料11 就学前教育・保育施設の開設予定時期の変更について</p> <p>資料12 柳北保育室の延長について</p> <p>資料13 私立認可保育所の改築について</p> <p>・次第</p>
------	--

## 審 議 結 果

### (1) 審議事項について

児童福祉法に基づく区認可予定事業について

原案どおり了承された。

子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

原案どおり了承された。

### (2) 報告事項について

特に問題なく了承された。

# 検 討 経 過

## 1．開会

### (傍聴の許可について)

2件の傍聴願いの許可について、全会一致で異議なし。傍聴人入室。

## 2．議事

### (1) 審議事項

#### 児童福祉法に基づく区認可予定事業について

##### 【説明】

事務局 : 資料1に基づき説明。

児童福祉法に基づく認可予定事業、地域型保育事業の一つである小規模保育事業A型「うれしい保育園谷中」について説明。児童福祉法第34条の15、第4項の規定による事業認可にあたり、委員の意見を聴取するもの。尚、この施設は、前回9月9日に実施したこの会議において選定結果を報告している。

##### 【質疑応答】

多川委員 : 保育従事者の人数について、早い時間と遅い時間は、実際に園の中には保育者が5名もいないような状況を見かける。書類上と実態に乖離が見られる印象を持っているが。

事務局 : 認可上の職員数については、0歳、1歳、2歳ともに子供の人数によって規定されており、その合計数の5人を満たしているというところだけを資料で示している。

実際には、運営の確認の中で、保育士のローテーション表を提出させ、コア時間に規定人員を満たしているかを確認することになる。5人の保育士が12時間ずっといなければいけないというものではない。

尚、現段階では何人採用されたかというのは把握していない。入園される方に対しては重要事項説明の中で、何人の従事者がいるかということをご説明させていただく。

多川委員 : それぞれの時間の保育従事者の人数配分は園に一任されているということでしょうか。

事務局 : 各施設で時間ごとの人員配置、配分まで検討することになる。

高橋委員 : 保育士5名の常勤、非常勤の内訳は把握しているか。

事務局 : 認可にあたり、常勤・非常勤の雇用の別、免許の確認をする。今回の5人については全て常勤で雇用することになっている。それ以外の方が例えば非常勤やアルバイトというような形になる。

高橋委員 : 老人福祉施設が隣接するような話を聞いているが。

事務局 : 9月9日の選考委員会の結果でもお伝えしたが、株式会社ケア21は隣地に建設中の有料老人ホームの経営も行う。今回、初めて保育事業を行うということなので、区の方でも現役の保育士が実際の現場を視察するなど、保育内容についてはチェックをしていきたいと考えている。

高橋委員 : 選定の段階で、事業者の方からその老人福祉施設と保育所との連携の話は出てきているか。

事務局 : 事業者の方からは、高齢者が子供に何か特技を見せて楽しんでもらうような機会を設けたいと聞いているが、0歳から2歳までの施設であるため、事業者側で子供の状況に応じてどういった連携をするか検討することになるかと思う。

松原委員長 : それでは本事項については、是ということで結論を出したいと思うが、よろしいか。

(全委員了承)

## 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

### 【説明】

松原委員長 : 本件は、事業報告「認定こども園の開設について」、事業報告「認可保育所の開設等について」、事業報告「柳北保育室の延長について」が関連するので、説明と一括して報告願いたい。

事務局 : 資料6に基づき説明。

「はぐはぐキッズこども園東上野」について、利用定員の設定のところでは定員を54名と示しているが、本資料記載の定員は、最大の68名を示している。

事業者はプリメックスキッズ株式会社で、区内では小規模保育所2か所を運営している。運営形態については、区内の認定こども園としては初めての民設民営によるもの。審査結果は資料のとおり。

事務局 : 資料10に基づき説明。

「台東ポラン保育園」については、新築8階建ての1、2階部分。3階以上はケア付き高齢者住宅が入る予定。

優先交渉権者は株式会社東京ライフケア。入谷で総合食品メーカーを営む株式会社光商が新たに高齢・児童福祉部門の事業を実施するために設立した子会社。審査結果は資料のとおり。「運営の公共性・公平性」、「類似施設の運営実績」については保育実績がないことから得点率が低くなっているが、プレゼンテーションにおいて実績がある運営専門コンサルタントを配置していること、また認可保育園を運営する2法人と提携し、開園前の職員研修を始めとした支援を受けることなどを確認している。

「チェリッシュ上野の森保育園」については、最大60人の定員を考えているが、年度途中からの開設であり、昨年12月にオープンした際には30名、今年の4月には50名、来年には60名という形で、徐々に増や

していくという予定。

資料12に基づき説明。

アスク浅草橋一丁目保育園の開設について、着工日が2月程ずれ込んだことにより、認可開設の時期が変更になった。当初は本年4月1日の予定であったが、変更後は7月1日となっている。

松原委員長： 新規事業者の選定については、副委員長の堀内先生からコメントがあればお願いしたい。

副委員長： 保育の分野に非常に多くの団体が参画をしてきており、一つ一つについてプレゼンテーションその他を受けながら、5人の委員でもって協議をしながら丁寧に進めてきている。待っている子供達に対してどのような施設を提供するのか、ふさわしいものを選んできたつもりである。

事務局： 資料2に基づき説明。

この3つの報告内容を、今回、資料2で示している。法31条第2項、及び43条第3項の規定により、区が、記載の施設・事業の利用定員を設定するのにあたり、委員の意見を聴取するもの。整備を進めても、なお確保数に一部届いていないという状況になるため、この定員は計画数を超えるものではない。

#### 【質疑応答】

多川委員： 昨年の不足数は約170名位だったため、だいぶ解消はされてきているとは感じる。入れなかった方達に対して、追跡調査やその後のケアはしているのか。

事務局： 利用調整の中で実際どのような形で待機しているのかという情報は把握している。ただ、申請自体を取り下げられてしまった方については、その後どのように子育てをしているか追跡できていない。

松原委員長： 大まかに申請継続されている方達の現状の子育て状況というのはどうい  
う方が多いか。

事務局： 年齢によって差異がある。0歳については、育児休業を延長される方が多いように感じている。割合は手元にはないが、そのような印象。また、1歳については、既に育児休業があげている方も多いようで、ニーズ調査の結果から見ると、そこで離職の決断をされている方もいる。また、3歳以上については、辞退職を見ると、私立幼稚園に入園されたというような内容が散見されるので、何かしらの施設を利用している方が多いと感じている。

多川委員： 私立幼稚園も、夏休みがあつたり、終わる時間が早かったりと、本来は保育園に預けたいという方は苦勞されている。私立幼稚園に行かれています  
方や他区、職場の近くなどに預けている方に対して区としてケアを考えて  
いただきたい。

廣田委員： この参考資料の中にある確保数のうち、1号の教育希望の方でも不足が  
あるのは、区立幼稚園の入園を待機されている方がいるという意味か。

事務局： 全く空きがないというわけではなく、登園される距離などの問題もあり、

空いている幼稚園はあるが、特定の園を待っている方がいる状況。

廣田委員 : 特定の園に関して待機人数が22名ということか。

事務局 : 次世代育成計画の中で、ニーズ調査に基づく5年間の推計により、どれくらい保育園や幼稚園を希望される方がいるかといった推計を出している。

また、確保数についても、計画の中でこれだけの量を確保していきたいということで整備数をここに当てはめた。ここまで目指したいという姿。(区は保育園についてはこれ以上の確保を28年度中にしていく予定。)

あくまで予測のニーズに対して、確保していきたいと区が考えている数目を示し、28年度末の状態でこれだけの不足が出るだろうということを示したもの。実際の申込み行動、実際の建物を建設した数、確保できた数目とは違うということをご理解いただきたい。

廣田委員 : 区立幼稚園を見ている限り、定員いっぱい待機者が出ている感覚はない。認定こども園の短時間・長時間の割振りや保育園に教育対象のお子さんを割り振ることに疑問を感じていたが、人口が増えて、教育を必要とする幼稚園の方も増えているのか。

事務局 : 来年4月の区立幼稚園・認定こども園の短時間保育部分の数について説明する。区立幼稚園については、全体で10名、昨年と比べると減っているが、3歳児クラスについては10園中8園が定員いっぱい。残りの2園も、ほぼいっぱいという状況。区立こども園の募集は、3歳児でいうと、募集80名に対して、133名の応募があった。例年応募者が増えている状況。そのため、区立幼稚園・こども園の短時間部分のニーズはまだあるという認識。「はぐはぐキッズこども園東上野」については、そういった教育ニーズの部分に添えていくために、次世代計画に基づき整備するもの。

澤田委員 : はぐはぐキッズこども園は面積的には最大68名可能であるのに、54名の定員でいく理由は。また、アスク浅草橋一丁目保育園が60名定員であるのに対し、柳北保育室の在園児が66名いるということだが、全員を受け入れることは可能なのか。

事務局 : まず、はぐはぐキッズこども園については、5歳児の募集をしても応募が見込めないということで、利用定員の設定にあたっては5歳児の定員14名を除いた54名で設定をする。ただ、再来年度以降の入園に当たっては5歳児も入れるような形で定員拡大をしていく予定。

尚、台東ポラン保育園は4月開設の新しい施設ではあるが、当初から60人の利用定員で準備を進めており、認可と利用定員がイコールになっている。

続いて、アスク浅草橋一丁目保育園であるが、認可上の定員は60名で準備しているが、施設面積としては、十分、66名を超えて入所させることができる。認可保育所は施設面積が基準を上回っている場合、認可定員、利用定員を超えて入所させることができる、弾力の運用というものがある。これを利用して、希望される方全てを入園させる方向で調整をしている。

高橋委員 : はぐはぐキッズこども園東上野について、短時間保育と長時間保育の数に大きな差がある。9月の報告時点から短時間保育児の人数が減ったことについての経緯や理由を聞きたい。

事務局 : 前回の本協議会での報告の際は、計画上の短時間保育の数を示した。公募により事業者を募り、事業者の提案を是として採用を決めたという経緯がある。そのため、事業者の提案がベースになっている。今回は各学年3名。確かに今まで区が整備してきた区立こども園3園については長時間と短時間の子供がほぼ同数となっているが、民設民営だと、その形を維持して作ることが制度上厳しいと事業者から聞いている。また、待機児童対策という喫緊の課題があるなかで、そちらを優先した部分もある。こども園3園がこれまで築いてきたこども園としての文化的なものについては、幼児教育共通カリキュラムの伝授を含め、しっかり区が間に立ち指導をしていきたいと考えている。

松原委員長 : それでは、利用定員の設定については、是ということで、許可をしたい。  
(全委員了承)

## (2) 事業報告

### 台東区要保護児童の状況について

#### 【説明】

事務局 : 資料3に基づき説明。

昨年度の相談件数が前年度と比べ、約300人増えている訳だが、虐待相談増の大きな原因としては、昨年度から新たに居住実態が把握できない児童の調査を実施しており、居所を調査した児童については要保護の可能性のあるものとして、通告を受けた際にネグレクトすなわち虐待の相談としてカウントしており、これが虐待の相談件数を押し上げた大きな原因となっている。

虐待相談の通報経路だが、26年度は保健所からの通報が急増している。これは保健所で実施している乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診などによる居所不明の通報が増えたことによるもの。また、区役所各課からの通報も大幅に増えている。これは、居所不明児の関係で、戸籍住民サービス課で居所不明の事実を確認して、その上での通報が急増したことによるもの。

居住実態が把握できない児童への対応について、住民票に記録があるにもかかわらず、乳幼児健診等を受けていないだとか、児童手当等の通知が届かない、就学状況が不明である等の理由から児童の居住実態が把握できないという場合があり、昨年度から全国的に調査を実施している。台東区の居住実態の把握できない児童数は、昨年11月時点で、1人という結果。

#### 【質疑応答】

高橋委員 : 子供が親に対して暴力をふるうような家庭内暴力は数に含まれているの

か。

事務局 : 基本的には入らない。

松村委員 : 虐待相談の通報経路の中で、その他の5というのがあるがどんな経路で通報が入るのか。

事務局 : 例えば塾だとか、そういったところから通報がある。

松原委員長 : 迅速な対応も必要だが、まずは虐待が起きないように予防から考えなければならぬ。

## 平成26年度乳児家庭全戸訪問の実施結果について

### 【説明】

事務局 : 資料4に基づき説明。

訪問実数は平成24年度、25年度、26年度ともにほぼ95%前後となっている。

訪問時期は乳児健診の3・4か月までというところが若干伸びてきている。

### 【質疑応答】

松原委員長 : 平成23年から24年で何か基準を変えたことがあるのか。

事務局 : 特に変えていない。

## 生活保護世帯に対する補足給付事業の実施について

### 【説明】

事務局 : 資料5に基づき説明。

本事業の目的は、子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育園等を利用している生活保護世帯に対して実費で負担をしていただいている給食費、教材費等の一部を補助することにより、子供の健やかな成長を支援するというもの。

本年度の対象者数は、資料記載のとおり。本年の3月下旬に対象者に対し、27年度分を支給予定。

### 【質疑応答】

なし

## こどもクラブ委託事業者の選定結果について

### 【説明】

事務局 : 資料7に基づき説明。

前回報告したこどもクラブの公募の実施について、選定委員会を開催し、事業者が決定したので、決定内容を報告するもの。5つのこどもクラブと千束小学校こどもクラブ（放課後子供教室と一体的な公募）について実施した。

東泉こどもクラブについて。優先交渉権者は株式会社セリオ。セリオは

大阪府を中心に人材派遣業の他学童保育事業、保育園経営などを行っている団体。クラブや放課後子ども教室などを89校で実施しており、23区内では27年度から中野区でクラブを1か所と江東区で放課後子供教室の2か所を運営している事業者。

東浅草こどもクラブについて。優先交渉権者は株式会社プロケア。プロケアは区内で3か所のこどもクラブを運営する他、9つの区でこどもクラブや保育所等を22か所運営している事業者。区内の3か所は浅草橋、千束小学校、金竜。

竹町こどもクラブについて。優先交渉権者は株式会社日本保育サービス。日本保育サービスは現在大正小学校区で民設民営のこどもクラブ1か所を運営している他、区内で保育所や認証保育所等の運営をしている団体。

田原こどもクラブについて。優先交渉権者は特定非営利法人ワーカーズコープ。ワーカーズコープは介護サービス事業をはじめ、保育・学童保育等の事業を幅広く展開している全国組織。現在14区で64か所のクラブや児童館等を運営。

以上の(1)から(4)までは現在運営している台東区社会福祉事業団からの運営を引き継ぐこととなっている。

橋場こどもクラブについて。優先交渉権者は現在運営を委託している学校法人道灌山学園。道灌山学園は保育・福祉専門学校として保育人材を育成している他、台東区外に、荒川区でクラブや放課後子供教室を12か所運営している団体。

千束小学校こどもクラブについて。優先交渉権者は現在運営を委託している株式会社プロケア。

既に結果のチラシを6つの該当するこどもクラブに配布しており、事業者が変わる4つのこどもクラブは、10月に新事業者の方で保護者説明会を実施した。今後は3月に現在の運営事業者から保育現場での引継ぎを実施し、4月からの運営の準備をしていく。

#### 【質疑応答】

廣田委員 : 委託先が全て異なる法人となっている。こどもクラブの運営の統一性をどう図って、区として管理していくのか。

事務局 : 現在区内には23か所のこどもクラブがあるが、そのうちの1クラブが民設民営で、22クラブは区が事業を委託している。そのため区では統一の仕様書を用いて運営させている。また、保育日誌を提出させ、区の保育士資格を持つ職員がその保育内容を確認し、アドバイスや指導を行うとともに、全こどもクラブを対象に保育時間中に現場を巡回して指導も行っている。こうしたことを続けながら、保育の質についてしっかり確認をしていきたい。

また、こどもクラブのリーダーを対象にした研修会や、クラブ間での意見交換の場も設けているので、お互いの施設がどんな取り組みをしている

のかという情報交換ができるように、区でもサポートしていきたい。

廣田委員 : 今、社会福祉事業団に委託しているのと同じ基準で提出書類を求めたり、巡回するという認識でよいか。

事務局 : そのとおりである。

松村委員 : 東泉、東浅草を含めて数か所で保護者からアンケートを取ったと思うが、その内容は十分加味された結果になっているか。

事務局 : 多くは事業者が変わることで、保育環境が変わってしまったり、悪くなってしまうことに対する不安についてのご意見であった。寄せられたご意見の中には、施設を大きくしてくれなど一部難しいものや急にはできないものもあったが、出来る限りご要望に沿っていくということで事業者と確認をしている。

多川委員 : 現在こどもクラブは待機児童はいるのか。

事務局 : 27年度は4月1日現在で52名の待機児童がいる。これは、希望するこどもクラブに入れなかった方をカウントしているためで、こどもクラブ全体の定員としては十分な数目は揃っている。学校や自宅とこどもクラブを子供が直接行き来するため、学区域によっては待機児童が出てしまっている状況。

多川委員 : 今後、その待機児童が多い場所にこどもクラブの新設等は考えているか。

事務局 : 今回4月に待機児童が集中したのは石浜小学校区内だった。そのため、石浜小学校で今年4月から新たに放課後子供教室という事業を実施し、待機の解消を図っていく。年度によって、若干傾向が違い、待機が出る学校区に差がある。二桁以上の待機児童が出るようなところについては、定員の拡大や利用調整をしながら、出来る限りご要望に応えていきたい。新設のこどもクラブについては、その状況を加味しながら検討していきたい。

澤田委員 : サービスを受ける側の視点として、ある程度時間が経ってから利用者にアンケートなどを取って検証をした方がいいのではないかと。

事務局 : 保護者に対するアンケートの中にも、廃止・変更のときだけでなく、継続的に自分達の声を取り上げてもらいたいというご意見があった。アンケートをいつ、どのような内容で実施するか今後検討していく。

## 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業について

### 【説明】

事務局 : 資料8に基づき説明。

平成29年度末の待機児童解消に向けて全国で保育施設の整備が進む中、保育士等の人材確保が課題となっている。そのため職員用に宿舍を借り上げた事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、区内施設で従事する保育人材の確保、定着、及び離職防止を図ろうとするもの。

### 【質疑応答】

廣田委員 : 5年以内の者という制限が付いているが、5年経つとその位の住居を自

らの給与で確保して、住みながら働ける環境が整うという前提で5年という制限をかけているのか。

事務局 : 確かに賃金が上昇していくということが1つの側面としてある。しかし、主な理由としては、離職する年数は5年未満が一番多いということであったので、その期間に住居費を支援し、定着させることを考えて5年という期間にしている。

廣田委員 : 5年経つと負担が一気にかかってきてしまう。そうすると住居費の高い区内ではなく、もう少し住みやすく通いやすい場所に転職されてしまうことも考えられる。手厚くて非常にいいサポートであるが、本当に5年以内で切って大丈夫かどうか、よく検討してもらいたい。

事務局 : この件については、区内の私立の保育園の事業者や、区内で認証保育所を営んでいる経営者の方にも事前にアンケートを実施して、意見を聞き、設定している。現時点では、この5年間という設定で事業の全体の状況を見ていきたいと考えている。

## 保育所入所基準の改定について

### 【説明】

事務局 : 資料9に基づき説明。  
入所基準について、「基本指数」、「調整指数」、「指数同一の場合の優先項目」の3項目について一部を改定した。  
改定内容は、資料記載のとおり。  
改定時期は、本年4月の入所申請から適用。

### 【質疑応答】

高橋委員 : 就労以外の理由で保育所に入所されている方の人数や割合は把握しているか。

事務局 : 色々な理由で保育園をご利用になっている方がいるが、割合や人数については、理由によっては個人を特定できる可能性があるため、公表を控えさせていただきたい。理由の一部としては、ひとり親の家庭、保護者に重度の障害がある、家族の介護をしているなどがある。

高橋委員 : 就労を理由として保育所を利用したい方とその他の理由で利用したい方というところをしっかりと分析しながら、この基準の改定も考えていくといいのではないか。

松原委員長 : 基本指数があり、その下はいわゆる調整、追加項目であるため、基本的な要件とはまた別の所でどちらを優先していくかというような基準である。前提に就労があって、例えば離婚調停中などというものをぶら下げていく。資料9で提供されたものと高橋さんが今質問された実際の入所理由、それは異なってくる部分かと考える。

## 就学前教育・保育施設の開設予定時期の変更について

**【説明】**

事務局 : 資料11に基づき説明。  
公募結果については次回の協議会で報告できるものと考えている。

**【質疑応答】**

廣田委員 : 公募提案がない状態が続いている理由は何か。  
事務局 : 保育園に適した物件が見つからないことが大きな理由であると考えている。これは台東区だけでなく、他区でも同じような状況であると聞いている。台東区としては、どんな支援があれば対応できるかということを経営者に聞いていきたい。

**私立認可保育所の改築について**

**【説明】**

事務局 : 資料13に基づき説明。  
対象施設は社会福祉法人康保会が運営する康保会保育園。現在の園舎は木造のモルタル2階建てであるが、改築後は鉄骨4階建てで、定員を拡大していく予定。

**【質疑応答】**

多川委員 : 先程、公募者が見つからないこと理由は物件が見つからないことだということだったが、こういった区有地の貸し付けをして事業主を公募するというような考えはあるのか。

また、この旧竜泉中学校を継続して貸し付け、引き続き保育園として活用するというような考えはあるか。

事務局 : 区有地を使った保育園の誘致については、先ほどご案内したアスク浅草橋一丁目がまさしくそのケースである。区として現在活用できる敷地については、提案をさせていただいているところ。なお、旧竜泉中学校については、現在、忍岡中学校が改修工事のためにこちらに仮移転しており、使用中の施設である。区内にある他の施設についても、区施設の改築や改修工事のための代替地としての活用があるため、庁内で調整し、保育施設として使える施設については、できるだけ提案していきたいと考えている。

**(2) その他**

松原委員長 : 今日議事が2件、事業報告が11件準備されていた。全体を通じてご意見、ご質問があれば。

松村委員 : 保育従事職員宿舎借上げ事業についてだが、区の補助事業の中で7/8はかなり高い補助率であるが。

事務局 : 全国的に保育士、保育従事者を確保しなければいけないという国の施策の一つでもあり、国・都・区それぞれの負担分があり、7/8となっている。

松村委員 : 総事業費はいくらか。

事務局 : 台東区では昨年の11月からスタートしており、補正予算で約100万円の事業費を計上している。引き続き事業継続できるように平成28年度は12か月分ということで計上する。

高橋委員 : 業者がなかなか集まらないという状況のなかで、保育園やこども園の質を確保するという視点も大切にしてもらいたい。私立幼稚園の立場としても、保育士と幼稚園教諭両方の資格免許を保有している人がほとんどであるため、人材が足りない状況。我々もこども園などと連携を取りながら、台東区が大切にしてきた未就学の幼児教育・保育の質を確保していきたいと考えている。区として、何を大切にするかということを確認しながら業者の選定を進めてもらいたい。

齋藤委員 : 要保護児童の状況について、居住実態が把握できない児童が台東区は1名いるということだが、この全国調査というのは年1回実施しているのか。

事務局 : 居住実態がつかめない子供に関しては、平成26年度から全国的な問題になっており、厚生労働省から、全国の自治体に対して調査するよう通知があった。

廣田委員 : 全体的に民営化という流れが長く続いてきているが、採算は合わないけれども質を落とさずに行う立場が公なのではないかと考えている。例えば、開設までに時間がかかる場合や、自然な公募を待っているのは適所に開設できないという事例が発生してしまうようであれば、公設民営という形も考えていいのではないかと。区民意見としてお伝えしたい。

松原委員長 : 意見として汲み取っていただきたい。

最後に、私から1点皆様にご了解願いたいことがある。昨年の選挙の結果、今年の4月1日から大学の学長に就任することになった。任期途中ではあるが、学長業務に専念するため退かせていただきたい。あわせて、任期途中ということについてはお詫びを申し上げたい。

後任については、副委員長や事務局と相談のうえ、私の方でもご推薦をし、協力していきたいと考えているので、ご容赦願いたい。

それでは本日の議事は全て終了したので、本年度第2回の協議会は閉会とする。